

学生のみなさん

20歳になつたら国民年金

20歳の学生です。年金手帳が送られてきましたが、私は就職が決まっており厚生年金に入るので手帳は必要ないと思うのですが…

Q



A 厚生年金や共済組合に加入する場合、お送りした年金手帳を就職先へ提出するようになりますので大切に保管しておいてください。これは、平成9年1月から基礎年金番号が導入されたためです。



なぜ、学生も国民年金に加入するの。

Q



A 国民年金制度は、20歳から60歳になるまで加入し、若い世代がお年寄り世代を支えてゆく助け合いの制度です。もし学生の間加入しないでありますと、60歳までの納付で満額の老齢基礎年金を受けられなくなってしまいます。（満額受給には40年間の納付が必要）また、万が一病気やケガで障害を負ってしまったときに障害基礎年金が受けられなくなってしまいます。将来の自分のためにも国民年金に加入しましょう。

国民年金には、保険料の免除制度があります。一般的に学生は、収入がありませんので世帯の収入が一定基準以下ですと、申請により保険料が免除されます。手続きについては、役場住民課年金係にお問い合わせください。

● 免除基準（平成9年度）の目安

夫婦、子供2人で学生1人世帯の場合

	家族と同居(年収)	家族と別居(年収)
国公立	675万円	740万円
私立	770万円	835万円

なお、免除の承認期間は申請した年度末までですので、年度ごとに申請が必要となります。

A

学生なので収入がなく保険料を払えないのですが



年金は今までどおり年6回に分けて支払われます。そのつど通知書が届かなくても、口座に必ず振り込まれますので、ご安心ください。また、年金額の引き上げなどで年金額が変更になるときは「年金額改定通知書」でお知らせします。なお、年金を郵便局窓口で受け取る方にはこれまでどおり年6回支払通知書が届きます。

これまで、国民年金、厚生年金、船員保険の年金を受ける方は、支払（振込）額の通知書が年6回支払いのつど送られていましたが、平成10年度からは1年間の支払いの内訳を6月にまとめて通知することとなりました。

**年金の
発行が年一回に！
振込通知書の**